

## 令和9年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる 新たな事業提案の募集について

### 1. 事業提案募集の趣旨

- 本県では、地域医療介護総合確保基金を創設した平成26年度に各医療機関・団体等から事業提案を募集し、それらも参考に県計画を作成の上、事業実施してきました。
- また、平成28年3月には「滋賀県地域医療構想」を策定し、医療需要の将来推計や構想区域（二次保健医療圏）ごとの課題・施策等についてとりまとめたところです。
- こうした経過を踏まえ、昨年度に引き続き、令和9年度（2027年度）の県計画に位置付ける事業の検討にあたり、地域課題の解決に向けた新たな事業提案を募集するものです。

### 2. 募集対象事業

- 地域医療介護総合確保基金（医療分）は、以下に該当する事業が対象となります。

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 新区分 業務効率化・勤務環境改善に関する事業

※原則として、国が示す事業例（別紙1「地域医療介護総合確保基金（医療分）事業例」）に記載された事業またはこれらに準ずる事業が対象となります。

※診療報酬、介護報酬および他の補助金等で措置されているもの（介護保険事業による在宅医療・介護連携推進事業等を含む）は本基金の対象外となります。

また、新規事業については原則として国の内示日（令和7年度は8月29日）以降に着手可能となります。

※なお、地域医療介護総合確保基金につきましては、現在国の方で、新たな地域医療構想との関係を整理されていることから、上記の対象事業が見直される場合もありますことを予めご了承ください。

### 3. 募集期間・提出書類

<募集期間> 令和8年5月29日（金）まで

<提出書類> ・「令和9年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票（別添1）」  
・「各病院における2027年から2029年までのハード整備意向調査 調査票（別添2）」（ハード整備を行う事業のみ）

※事業提案（別添1の提出）は、令和9年度の事業のみとなります。ただし、ハード整備を行う事業については、今後の見込みを確認するため、令和9年度の事業に限らず、令和10、11年度に実施が想定されるものについても、別添2を提出してください。

## 4. 提出方法・提出先

### (1) 提出方法

上記提出書類に記載の調査票に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。  
なお、「令和9年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」については、別添3の作成要領を参照し、「各病院における2027年から2029年までのハード整備意向調査 調査票」については、別添4の記入要領を参照して記入してください。

### (2) 提出先

各圏域の保健所（地域医療構想調整会議事務局）までお願いします。

※ただし、大津圏域は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課までお願いします。

### (3) 調査票等の掲載場所

- 調査票等については、県ホームページに掲載しています。また、これまでの県計画についても掲載していますので参考にしてください。

※ホームページ URL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/300202.html>

（滋賀県HPから「県民の方」→「健康・医療・福祉」→「医療」→「助成・支援・援助」→「地域医療介護総合確保基金について」）

## 5. 事業提案にあたってのお願い

次の内容を確認いただいたうえで、提案をお願いします。

### <基金の現状認識>

- 地域医療介護総合確保基金事業が開始され10年が経過する中、毎年度、提案をもとに事業を積み上げてきており、現在の事業内容は一定充実したものとなっていると考えているところです。
- 年々、事業規模が拡大しており、毎年度の積立予算や基金残高を踏まえると、事業規模の見直しが必要な状況になっています。

### <提案の対象>

- 新規事業について（区分Ⅰ-1、Ⅰ-2のみ既存事業も）提案をお願いします。
- 新規事業については、原則として、既存事業の実施だけでは解決できない地域課題があり、その課題を解決するために必要なものであって、将来的に効果が具体的に説明できるものに限るようお願いします。
- 個別の病院や診療所に必要な事業は基金の対象外となりますので、圏域の課題解決に向けた事業について提案をお願いします。地域医療構想との関係や圏域への波及効果などを必ず記載してください。

### <その他>

- 標準事業例の対象となる事業が逐次拡充されています。最近のものは（別添5）の厚生労働省通知をご覧ください。

## 6. 提案事業の取扱い

- 提案いただいた事業については、適宜事業内容等の確認をさせていただくことがあります。また、最終的には地域医療構想調整会議等にて提案者から地域医療構想との関連も含め事業内容を説明していただき、議論を行っていただく場合もあります。

- 今回の募集は、令和9年度基金事業として国へ申請するための参考とするものであり、提案いただいた事業がそのまま県計画に記載され、実施事業となるものではありませんので予めご了承ください。

〔県庁担当課〕

滋賀県健康医療福祉部医療政策課企画係（担当：山本）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3610 FAX : 077-528-4859

E-mail : ef00@pref.shiga.lg.jp